

[ホーム](#) > [気象等の知識](#) > [地震・津波](#) > [緊急地震速報について](#) > 「緊急地震速報」の受信装置の設置を義務化しているなどと話す業者にご注意ください

「緊急地震速報」の受信装置の設置を義務化しているなどと話す業者にご注意ください

最近、「市町村の防災センターやマンション管理業者からの依頼です」などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置を家庭へ設置することを行政が義務化しているかのような説明を行い、販売しようとする業者が現れているとの情報がありました。

しかし、気象庁では、市民のみなさまに受信装置の設置等を義務付けたり、あっせんしたりすることはありませんので、ご注意ください。

[このページのトップへ](#)

[大阪市ホーム](#) > [各局・各区](#) > [危機管理室](#) > [新着情報](#) > 気象庁の「緊急地震速報」について、大阪市が受信装置の設置を義務化しているなどと話す業者にご注意ください

気象庁の「緊急地震速報」について、大阪市が受信装置の設置を義務化しているなどと話す業者にご注意ください

最近、市民のお宅へ、防災センターやマンション管理業者からの依頼です、などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置を家庭へ設置することを本市が義務化しているかのような説明を行い、販売しようとする業者が現れています。

「緊急地震速報」は、気象庁が、地震の強い揺れが到達する数秒から数十秒前に、テレビやラジオの字幕や緊急放送などによって、揺れが迫っていることをお知らせするもので、10月1日から市民への提供が予定されています。

速報の伝達については、テレビやラジオで放送されるほか、情報通信などを行う民間事業者が、気象庁からの速報を受信し、企業や個人の設置した受信装置やパソコン・携帯に再配信する有料サービスを行うと見られています。(受信端末は数万円から、携帯への配信は年1万5千円程度からといわれています)

しかし、大阪市や気象庁など行政が、企業や市民に受信装置の設置等を義務付けたり、受信契約をすすめたり、あつせんすることはありません。

事業者の中には、市民が誤解するような説明を行い、不要な、あるいは不当に高額な機器を売りつけるものが現れるおそれがありますので、ご注意ください。

この件に関する情報・お問い合わせは危機管理室06-6208-7388へ

緊急地震速報の概要は、[危機管理室ホームページ](#)をご覧ください。

緊急地震速報の詳細は、[気象庁ホームページ](#)をご覧ください。

[大阪市ホーム](#) > [各局・各区](#) > [危機管理室](#) > [新着情報](#) > 気象庁の「緊急地震速報」について、大阪市が受信装置の設置を義務化しているなどと話す業者にご注意ください

[ページの先頭へ](#)

[個人情報取り扱いについて](#) [著作権について](#) [リンクについて](#) [免責について](#)

<大阪市危機管理室> 電話番号:06-6208-7388 Fax:06-6202-3776
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

Copyright(c) City of Osaka All rights reserved